

令和3年5月14日

保護者様

福岡市立下山門中学校
校長 有友 剛

生徒用タブレット端末の持ち帰りにかかる確認事項

生徒用タブレット端末を使用した家庭学習を可能にするため、必要に応じて生徒用タブレット端末等（以下「貸出機器」という。）の持ち帰りを実施します。

下記を確認いただき「タブレット端末等持ち帰りにかかる確認書」の提出をお願いします。

記

- 1 タブレット端末の利用にあたって、以下の事項の遵守をお願いします。
以下の事項が守られず、貸出機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には弁償等の対応をしていただくことがあります。
 - ・精密機器につき、丁寧・適正な取扱いをお願いします。乱暴に取り扱ったり故意に破損させたりしないでください。
 - ・他人への転貸（また貸し）や転売をしないでください。貸出機器について、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出てその証明を受けてください。
- 2 本市にてタブレット端末の通信記録や、Webアクセスの履歴を調査・確認することがあります。
- 3 転出や卒業など、お子様が通学する学校での在籍期間が終了する場合には、持ち帰った機器を遅滞なく返却してください。

-----切り取り線-----

タブレット端末等持ち帰りにかかる確認書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市立下山門中学校 学校長

タブレット端末等の持ち帰りにあたり、以上の項目について確認しました。

●確認事項(☑をつけてください)

- 「タブレット端末の持ち帰りにかかる確認事項」を確認し、持ち帰り機器を丁寧・適正に取り扱うことを含め全ての事項を遵守します。

福岡市立下山門中学校

年 組 番 生徒名 ()

保護者氏名 ()

※兄弟姉妹がいる場合は、人数分提出してください。